

○都道府県が新たに製造場を整備する際、その用地に保安林が含まれている場合、当該用地が既存事業の主たる区域に隣接していることや解除する保安林の機能に代替する措置が確実に講じられると認められることなど一定の要件を備えている場合には、保安林の解除手続の特例を講じ期間の短縮を実現する。

現状

①転用を目的とする保安林の指定の解除について、解除の要件の一つとして「用地事情」要件を満たす必要がある（通知）。

※用地事情:その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること

②保安林解除の「確定告示」は、保安林の指定の目的の達成に支障がないよう、保安林の機能を代替する施設の設置等が講じられたか、又は確実に講じられることについて、確認を行った後に行う（通知）。

見直し後

①保安林の指定の解除に係る用地事情要件の適用を除外する特例（通知で特例を措置）

国家戦略特区において、都道府県が製造場を整備する際に、当該事業が既存事業と一体的に実施されるものであり、当該事業区域が主たる区域に隣接していること等、一定の要件を満たす場合、用地事情要件の適用を除外する特例を設ける。

②解除確定告示の処理の特例（通知で特例を措置）

国家戦略特区において、都道府県が製造場を整備する際に、保安林の解除に必要な代替施設の設置等が確実に講じられること等を確認した場合は、速やかに保安林解除の「確定告示」を行う。

効果

・保安林の解除手続の期間短縮により、早期事業化を実現